# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号: 3 4 3 1 5 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2013~2016

課題番号: 25870822

研究課題名(和文)カナダにおける多文化主義の実践としての合理的配慮の研究

研究課題名(英文)Reasonable accommodation and multiculturalism in Canada

#### 研究代表者

石川 涼子(ISHIKAWA, Ryoko)

立命館大学・国際教育推進機構・准教授

研究者番号:20409717

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文):今日、日本でも障碍者が直面する差別的待遇を改善するために合理的配慮という考え方が用いられるようになったが、カナダではこの考え方を文化的差異から生じる差別の是正のために用いる場合がある。本研究では、カナダのケベック州での施策を取り上げ、とりわけ文化的な少数派に属する女性の自由の実現はいかにして可能かという問題に注目して、合理的配慮を通じた異文化間コンフリクトへの対処の有効性を考察した。本研究を通じて、熟議にを通じた文化間コンフリクトへの対処が一定の有効性を持つことがわかったが、同時に女性の自立・自己決定を普遍的に捉えることによって生じる困難が問題点として浮上した。

研究成果の概要(英文): The idea of reasonable accommodation has often been used to correct the discriminatory environment for people with disability. In Quebec, Canada, the idea of reasonable accommodation has been applied to ameliorate discriminations stemming from cultural differences. This study examines so-called Bouchard-Taylor report and considers how effective the idea of reasonable accommodation can be to realize the freedom of women in the minority cultural groups. The study has shown that the deliberative aspect of this approach has benefits to both majority and minority sides. However, more study is necessary to clarify what makes the deliberative process more legitimate and just.

研究分野: 政治学

キーワード: 多文化主義 合理的配慮

#### 1.研究開始当初の背景

合理的配慮(reasonable accommodation)とは、直接的に差別をしないというだけでなく、間接的な差別を生じさせないように、個々人の必要に応じて、合理的範囲で法や規則の適用を緩和する措置をとることを指す。従来この方策は、例えば車いすのためのスロープ設置を要求するなど、主として障碍者のが過過の是正のために使われてきた。だが近年のカナダでは、ムスリム系などの移民の流入によって生じる文化的差異に起因する差別や価値対立の解決のために用いようという取り組みがある。

カナダのケベック州は、多文化主義をとるカナダの中で、フランス語系文化を核とする独自の文化を持つ州であることを主張している。そのケベック州で 2000 年代中頃からの・アジアや中東からの移民と、既存の住民との自己をりに報道されるようになった。 移民のは十分な配慮がなされていないというのは十分な配慮がなされていないという危惧があり、一時は合理的配慮をめぐるという危惧があり、一時は合理的配慮をあくると、で報じられるほどに文化間の緊張が高まった。

この事態を受けて 2007 年、当時のケベック州首相ジャン・シャレは、社会学者のジェラール・プシャール (Gérard Bouchard)と政治哲学者のチャールズ・テイラー (Charles Taylor)の二人を委員長として「文化的相違に関する合理的配慮についての諮問委員会」の設置を指示した。この委員会では、ケベックの文化的独自性を維持しつつ、いかにして新しい移民の文化を尊重するかが焦点のひとつになった。およそ一年間にわたる調査・分析を経て、2008 年に報告書「未来を築く:和解の時 (Fonder L'avenir: Le temps de la conciliation、以下 BT 報告書と表記する)」が発表された。

この報告書の主要な論点は、次の三点である。

(1)ケベックは文化的差異に対して合理的 配慮を行うが、これは無制限の配慮ではない こと。

(2)とりわけ宗教に関する配慮については、

<sup>1</sup> 本報告書では、英語版を参照した。Gérard Bouchard and Charles Taylor, *Building the Future: A Time for Reconciliation* (Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliees aux differences culturelles, 2008)。報告書は、307ページからなる完全版と、その内容が95ページにまとめられた簡略版とがそれぞれ英語とフランス語で発表された。簡略版は邦訳がある。竹中豊ほか訳『多文化社会ケベックの挑戦』(明石書店、2011年)。

「開かれた世俗主義 (laïcité ouverte/open secularism)」の理念に基づいて行うこと。 (3) これらの背後にあるのは、ケベック独自の多文化主義「インターカルチュラリズム (interculturalism)」の精神であること。

本報告書は、従来の市民からも、新しい移 民からも概ね好意的に受け止められ、事態は 沈静化した。だが、この報告書で論じられた 合理的配慮が多文化主義の実践としてどのよ うな独自性を持ちうるのか、またそれまでに 存在していた移民の社会統合のための措置と 比較してどのような利点や問題点を持つのか についての研究はあまりなされていない。

#### 2.研究の目的

そこで本研究は、BT 報告書で示された多文化主義の実践としての合理的配慮アプローチを研究対象とし、カナダにおける議論と実践を手掛かりにその利点と問題点を検証した上で、移民に対する統合策としての合理的配慮アプローチの骨子を示すことを目指した。

本研究では特に、(1)多文化主義の実践としての合理的配慮アプローチの特徴の明確化、(2)移民統合政策の一環として合理的配慮が持つ利点と問題点の分析に取り組んだ。

本研究の特色および独自性は、多文化社会における文化的差異から生じる対立解決への取り組みに対する理論的研究と、カナダにおける実践の双方を視野に入れた研究であることにある。

これまで、多文化主義に関する政治理論研究は、W.キムリッカ『多文化時代の市民権』(1995)、松本雅和『リベラルな多文化主義』(2007)等、数多く存在するが、合理的配慮に注目してなされた研究は国際的に見てもまだほとんどない。

また本研究は、カナダという具体的文脈に即した研究を通じて、現代リベラリズムにおける多文化主義論という政治理論研究上の重要な課題へ貢献するものであり、カナダ地域研究、政治理論という二つの学問領域にまたがった研究成果を目指した。

さらに、ケベック州のように独自の文化を 持つ多文化社会において文化的マイノリテ市 の自由や権利を尊重しつつ、いかにして市民 の間にリベラル・デモクラシーの維持のため に必要な共同性を創出していくかという問い について理解を深めることは、多文化社会的 がますます進む日本において、今後どのような 移民の文化的差異に向き合い、どのような 移民の社会統合を目指すのかという課題に取り組む上で重要な示唆となりうる。

### 3.研究の方法

本研究は、現代政治理論文献研究と、カナダにおける論争状況の分析を中心に行った。 特に、次の三側面から研究を行った。

(1)多文化主義や移民統合の政治理論を めぐる文献を調査し、文化的差異に対する従 来のアプローチと BT 報告書が示す合理的配 慮アプローチの相違を考察して、その特徴と 独自性を明確化する。

(2) カナダ・ケベック州における合理 的配慮に関連する事例や論争を調査し、実践 面での利点と問題点を分析する。

(3)以上の考察を踏まえて、文化的差異 への合理的配慮アプローチの提案に取り組む。

本研究を進める上では、2016年度にオーストラリア、シドニーの Institute for Social Justice (Australian Catholic University)で開催された研究セミナーDecolonizing Feminismに参加し、女性の自立 (autonomy)や、少数派文化集団のなかの少数派である女性が直面する特有の困難について、太平洋地域各地から集まる学者・専門家と意見交換をしたことが非常に有益であった。

### 4.研究成果

本研究で得られた知見は、次の三点である。

- (1) BT 報告書で示された合理的配慮は、 従来の多文化主義理論で提示されてき た施策よりも多数派と少数派の対話を 重視しており、女性の自由という観点か ら見たときには、文化的少数派だけでな く、多数派にとっても有益でありうること
- (2) BT 報告書が提案する合理的配慮ア プローチが持つ問題点は、ケベック固有 の文脈において、多数派のフランス語系 文化がどれだけ変化を受け入れること ができるかという点にあること
- (3) 文化間コンフリクトへの対話を通 じた対処は、より公正な実践の在り方に ついて、熟議民主主義論の観点からさら なる考察が必要であること

まず(1)については、BT報告書は多数派の価値を少数派に一方的に押し付けることは拒否し、合理的配慮の実践について、一方では人によって異なる処遇(differentiated treatment)が平等の実現のために有効であることを認め、他方では合理的配慮が無制限に認められるものではないことを述べている。前者の主張は文化的少数派にととって、自分不安に応えるものである。また後者の主張は、多数派が抱く配慮の過剰という危惧に応えるものである。

つまり、合理的配慮は文化的少数派と多数派の対話を通じて文化間コンフリクトの妥協点を探る試みである。これは少数派と多数派のいずれにも自文化の変容をせまるものである。これは、仮に少数派文化に女性差別がある。これは、それは是正されなければ、それは是正されなければ、それは是正されなければ、多数派文化の中に存在する女性差別が明るみにはることもあり、その差異には多数派文化における差別もまた是正することが要請される。この意味で、合理的配慮を通じた対話的アプローチは文化的多数派、少数派のいずれにと

っても有益となりうる。

次に(2)については、BT 報告書が提出さ れたケベックに固有の文脈を考慮すると、合 理的配慮に過度の期待をすることには慎重に なる必要がある。ケベック州は、カナダ政府 が提唱する多文化主義(multiculturalism) とは異なる独自のインターカルチュラリズム (interculturalism)という多文化主義政策 をとっている。このインターカルチュラリズ ムはカナダ政府の多文化主義とほぼ変わらな い側面もあるが、ケベック州のフランス語文 化を軸として市民を統合することを目指すと いう点においてのみ、異なっている。BT報告 書は、インターカルチュラリズムの精神にの っとり、フランス語文化を中心として市民統 合を行うと述べるが、これが実際にどれほど 市民の多様性に開かれた統合政策でありうる のかには疑問が残る。

最後に(3)であるが、本研究では主として文化的少数派に属する女性の自由の保障について考察した。先に述べたように、BT 報告書はそもそも一方では多数派の自由民主主義に基づく価値観を少数派に押し付けることはしないとしながらも、他方では女性の自由の実現のためには、自立(autonomy)のような西欧的な自由民主主義の伝統に根ざした理念の実現が必要とされる。この場合、そのような理念を追求することが文化的少数派の観点からも、常に公正であると言い切れるのだろうか。

こうした疑問を踏まえて、文化間コンフリクトへのより公正で民主的な実践のために何が必要なのかを考察することが、今後の検討課題である。

#### 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

### [雑誌論文](計 2 件)

Ryoko ISHIKAWA, "Multiculturalism for Women?: Implications of 'Reasonable Accommodation' for women in minority cultural groups," ISS Research Series: Culture, Identity and Citizenship in Japan and Canada, 查読無し, Vol. 59, 2016, pp. 70-76.

石川涼子、「芸術文化政策をめぐる政府の中立性の考察」、『立命館言語文化研究』、 査読有り、26巻3号、79-90頁、2015年

## [学会発表](計 2 件)

石川涼子、「合理的配慮と正義:文化間コンフリクトへの熟議アプローチの考察」日本カナダ学会第 41 回年次研究大会、2016 年 9 月 10 日、中央大学後楽園キャンパス(東京都文京区)

Ryoko ISHIKAWA, "Multiculturalism for Women?: Implications of Reasonable Accommodation for Women in Minority Cultural Groups," Japan Studies Association of Canada 2015 International Conference: Culture, Identity and Citizenship in Japan and Canada, 2015 年 5 月 21 日、在日カナダ大使館(東京都港区)

## 6.研究組織

## (1)研究代表者

石川 涼子 (ISHIKAWA, Ryoko) 立命館大学・国際教育推進機構・准教授

研究者番号: 20409717